

厚生労働省発生食 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について、同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価に関する貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定すること。

L-酒石酸カルシウム



**「L-酒石酸カルシウム」の食品安全基本法第 24 条に基づく
食品健康影響評価について**

食品添加物「L-酒石酸カルシウム」について、新規指定及び規格基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

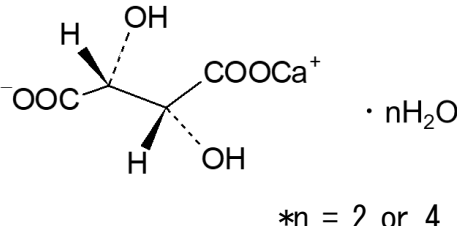
評価依頼添加物の概要は、以下のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、新規指定及び規格基準の設定について検討することとしている。

1. 今回の諮問の経緯

- ・ L-酒石酸カルシウムについては、日EU経済連携協定において添加物の指定に向けた手続きを行うことが規定されている。
- ・ 令和3年7月26日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	L-酒石酸カルシウム	
構造式等		分子式：2水和物=C ₄ H ₄ CaO ₆ ・2H ₂ O 4水和物=C ₄ H ₄ CaO ₆ ・4H ₂ O 分子量：2水和物=224.18 4水和物=260.21
用途	製造用剤（酒質安定、酸度調整剤）	
成分概要	L-酒石酸カルシウムは、種晶としてぶどう酒に添加することにより、ぶどう酒中のカルシウム及び酒石酸の結晶生成を促進し、これをろ過工程で除去することによって、ぶどう酒中での酒石の発生を抑制し、酒質を安定化させる。また、ぶどう酒中の過剰な酒石酸を減少させることによる酸度調整効果を期待して使用される。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準（案）	L-酒石酸カルシウムは、ぶどう酒以外の食品に使用してはならない。 L-酒石酸カルシウムの使用量は、L-酒石酸カルシウムとしてぶどう酒1Lにつき2.0g以下でなければならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA、FDA	JECFA においてL-酒石酸及びその塩類のグループ ADI にL-酒石酸カルシウムを追加する検討が行われた結果、L-酒石酸カルシウムについては、specifications が作成されなかったため ADI は設定されなかった（1983年）。 EFSA はL-酒石酸及びその塩類（L-酒石酸カルシウムを含む。）について再評価の結果、グループ

		ADI を 240 mg/kg 体重/日（L-酒石酸として）と設定した（2020 年）。 FDAでは、L-酒石酸カルシウムの安全性評価は確認できない。
	国際規格	なし（Codex）
	使用状況	EU では、L-酒石酸カルシウムの使用上限量については、OIV が定める 200 g/hL が適用される。また、ワインに対する除酸処理の上限値については、総酸の減少分として 1 g/L（酒石酸換算）まで認められている。ワインのほか、乳幼児向け穀物加工食品としてのビスケット及びラスクに使用可能とされている。 米国では、L-酒石酸カルシウムで処理したワインを EU から輸入し、国内で流通させることが認められている。 オーストラリアでは、加工助剤として酒石酸カルシウムのワインへの使用が認められている。
食品安全委員会での評価等	初回	

ADI (Acceptable Daily Intake) : 一日摂取許容量

EFSA (European Food Safety Authority) : 欧州食品安全機関

EU (European Union) : 欧州連合

FDA (Food and Drug Administration) : 米国食品医薬品局

JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives) : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

OIV (Organisation Internationale de la vigne et du vin) : 国際ブドウ・ワイン機構

1hL=100L